

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 さいたま市住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会設置要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、さいたま市内の住民参加型在宅福祉サービスの効果的な推進と、住民参加型在宅福祉サービス団体間の連携を図ることを目的としてさいたま市住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(住民参加型在宅福祉サービス団体の定義)

第2条 この要綱において、「住民参加型在宅福祉サービス団体」とは本会の他、次の各号すべてに該当する団体をいう。

- (1) 住民が相互扶助の活動として、在宅福祉サービスを訪問型において実施する団体。
- (2) さいたま市内を活動範囲とする団体。
- (3) 高齢者、子育て世帯、障害児・者、保育等を対象とした支援を実施する団体。

(構成)

第3条 連絡会は第2条に定義される団体をもって構成する。

(協議事項)

第4条 連絡会は次の事項について協議する。

- (1) 各住民参加型在宅福祉サービス団体の活動状況
- (2) 住民参加型在宅福祉サービスに関する意見交換、情報交換
- (3) その他

(事務局等)

第5条 事務局は本会に置く。

- 2 連絡会は事務局が招集し、主宰する。
- 3 連絡会の庶務は事務局において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年12月21日から施行する